

令和8年設楽町告示第15号

小規模森林整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町告示第15号

設楽町小規模森林整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

設楽町小規模森林整備事業補助金交付要綱(令和6年設楽町告示第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「所有する者」の次に「(ただし、法人は除く。)」を加える。

別表中「100万円」を「300万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町小規模森林整備事業補助金交付要綱（令和6年設楽町告示第17号）新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|--|---|---|--|
| <p>(補助対象事業等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助金の交付の対象となる者は、町内に小規模森林を所有する者<u>(ただし、法人は除く。)</u>であって、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> | | | <p>(補助対象事業等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助金の交付の対象となる者は、町内に小規模森林を所有する者_____であって、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> | | |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 小規模森林において、地拵え、植栽(樹種転換を図るため植栽樹種は広葉樹に限る。)、下刈り、つる切り、除伐、間伐、枝打ち、皆伐、危険木の除去、侵入竹の伐採、獣害対策(薬剤散布、鳥獣害防止柵等の設置等)を行う事業 | 補助対象事業の実施に係る経費。ただし、植栽に係る苗木及び伐採木竹の森林外への搬出に係る経費を除く。 | 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額以内で、上限額は <u>300万円</u> 。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 | 小規模森林において、地拵え、植栽(樹種転換を図るため植栽樹種は広葉樹に限る。)、下刈り、つる切り、除伐、間伐、枝打ち、皆伐、危険木の除去、侵入竹の伐採、獣害対策(薬剤散布、鳥獣害防止柵等の設置等)を行う事業 | 補助対象事業の実施に係る経費。ただし、植栽に係る苗木及び伐採木竹の森林外への搬出に係る経費を除く。 | 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額以内で、上限額は <u>100万円</u> 。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |